

**三重県スポーツ施設整備計画（仮称）
中間案**

平成24年9月

三 重 県

目 次

1 計画策定の趣旨	· · · · ·	1
2 計画の期間	· · · · ·	1
3 現状と課題	· · · · ·	2
(1) 本県のスポーツ施設の現状	· · · · ·	2
(2) 本県のスポーツ施設の課題	· · · · ·	6
(3) 本県のスポーツ施設を取り巻く環境の変化	· · · · ·	8
4 スポーツ施設整備の考え方	· · · · ·	10
(1) 県営スポーツ施設について	· · · · ·	10
(2) 市町のスポーツ施設について	· · · · ·	11
5 施設整備による効果	· · · · ·	12
6 県営スポーツ施設の整備・充実	· · · · ·	13
(1) 県営総合競技場陸上競技場	· · · · ·	13
(2) 県営鈴鹿スポーツガーデンサッカー・ラグビー場	· · · · ·	14
(3) その他の県営スポーツ施設	· · · · ·	14
7 学校体育施設の整備・充実	· · · · ·	15
8 市町が行うスポーツ施設整備についての考え方	· · · · ·	16
(1) 補助制度の考え方	· · · · ·	16
(2) 施設整備に係る対応案	· · · · ·	17
9 計画の実施にあたって	· · · · ·	17
【参考資料】	· · · · ·	18

1. 計画策定の趣旨

本県においては、昭和 50 年の三重国体を契機に県営総合競技場、県営ライフル射撃場、県営松阪野球場を整備し、また、昭和 63 年 5 月には「三重県営スポーツ施設整備方針」を策定のうえ、県営鈴鹿スポーツガーデンの整備に取り組んできました。

また、この間、各市町においても、住民福祉の向上や生涯スポーツの推進の観点などから、数多くの体育施設が整備されました。

一方、年月の経過に伴い、施設の老朽化や施設の基準の改正、利用者ニーズの多様化などスポーツ施設を取り巻く環境が大きく変化してきました。

さらに、本県では、平成 25 年の全国中学校体育大会、平成 30 年の全国高等学校総合体育大会、さらには、平成 33 年の国民体育大会の開催が予定されています。

このようなことから、平成 24 年 3 月に策定した「三重県スポーツ施設整備方針」を踏まえつつ、今後の県営施設の整備や市町施設等への関与のあり方等についてとりまとめた「三重県スポーツ施設整備計画」を策定しました。

2. 計画の期間

概ね 10 年先を見据えた計画とします。

3. 現状と課題

(1) 本県のスポーツ施設の現状

これまで、本県では、昭和38年に三重県体育館（現県営総合競技場体育館本館）を建設し、昭和50年の三重国体に向け、県営総合競技場陸上競技場、県営ライフル射撃場、県営松阪野球場を整備してきました。

また、その後、昭和63年に策定された「三重県スポーツ施設整備方針」に基づき、県のスポーツの拠点となるべき中核施設として、県営鈴鹿スポーツガーデンにサッカー・ラグビー場、庭球場、水泳場、体育館の4施設を整備してきました。

さらに、スポーツ施設としての機能も含め多面的機能を備えた県営北勢中央公園や県営サンアリーナなどの整備も行ってきました。

これらの施設整備とその活用を通じて、昨今の人口減少、少子高齢化にある中で、県営スポーツ施設の利用者は、毎年、横ばいもしくは増加傾向にあり、スポーツ施設は県民の皆さんとのスポーツ活動や交流の場として幅広く利用されています。

【本県の県営スポーツ施設（スポーツ推進局所管）】

施設名	供用開始	規模
○総合競技場		
体育館	S39.4	フロア面積 37m×46m (2,386席)
体育館別館	S47.4	フロア面積 30m×27m
陸上競技場	S43.12	主競技場 400m、9レーン (24,000人(芝生席込)) 補助競技場 300m、6レーン
○ライフル射撃場	S48.5	スマールボアライフル 26射座 エアライフル 26射座 ビームライフル 2射座
○松阪野球場	S50.8	両翼 92.8m、中堅 120.0m (14,500人(芝生席込))
○鈴鹿スポーツガーデン		
サッカー・ラグビー場	H4.10	メイングラウンド 164m×88m (12,000人(芝生席込)) 第1,2グラウンド 105m×68m×2面 第3,4グラウンド 105m×68m×2面
屋内水泳場	H9.7	メインプール 50m×10コース (1,999席) 飛込プール 深さ 5.2m サブプール 25m×8コース

庭球場	H9.7	センターコート 1面 (1,648席) シェルターコート 4面 屋外テニスコート 16面
体育館	H19.4	フロア面積 50.4m×39.9m (584席)

【本県の県営スポーツ施設（他部局所管）】

施設名	供用開始	規模
○熊野灘臨海公園	S55	テニスコート 大白地区 6面 城の浜地区 9面 プール 50m、レジャープール
○大仏山公園	S63	野球場 両翼 95.0m、中堅 120.0m テニスコート 6面 ゲートボール場 2面
○北勢中央公園	H5	野球場 両翼 95.0m、中堅 120.0m (2,144席) テニスコート 12面
○サンアリーナ	H6	メインアリーナ フロア面積 83m×48m (11,000席) サブアリーナ フロア面積 48m×34m (3,000席)
○ゆめドームうえの	H9	第1競技場 フロア面積 1,750 m ² (1,600席) 第2競技場 フロア面積 714 m ²

●年間利用者数

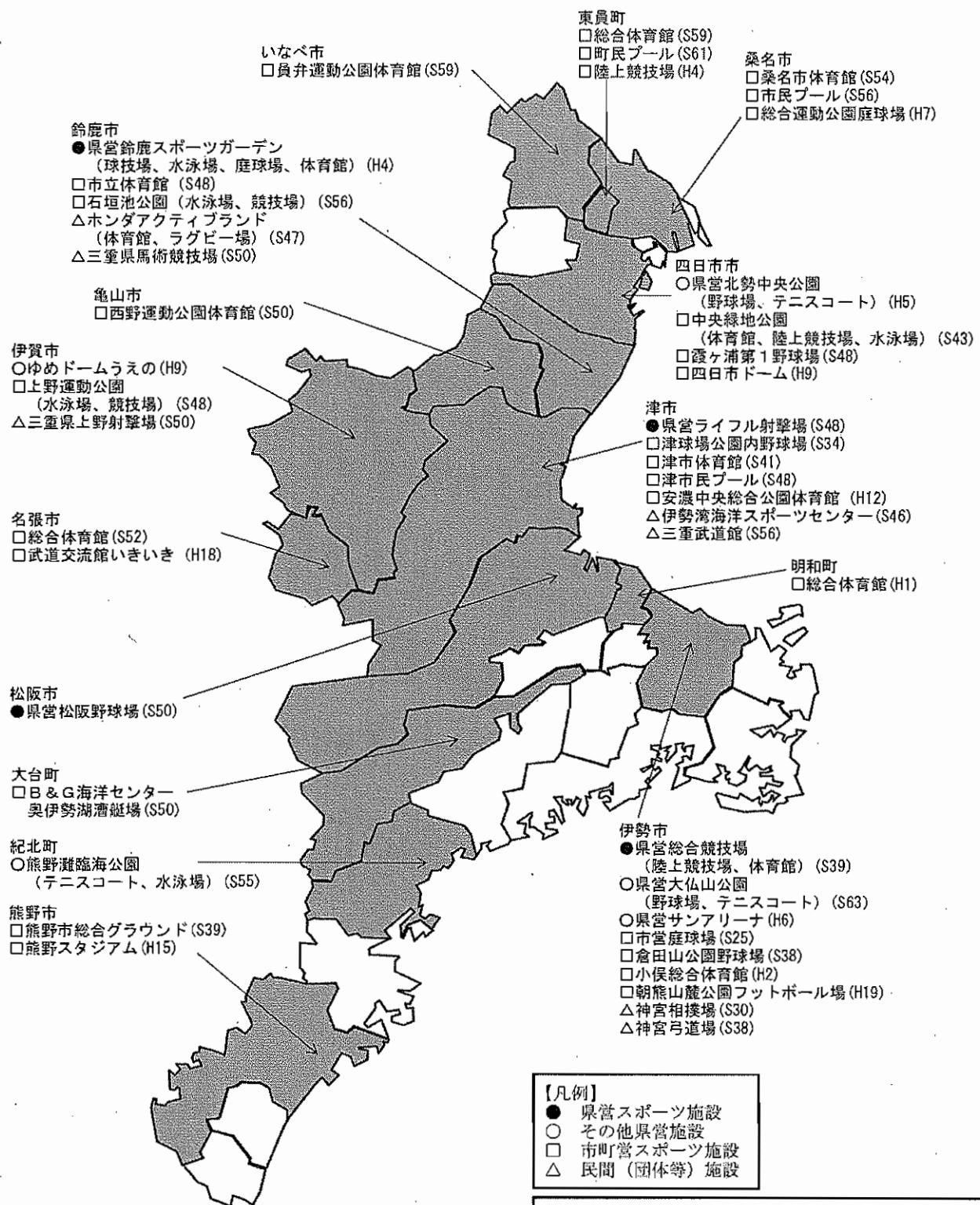
【本県の県営スポーツ施設（スポーツ推進局所管）】

施設名	H20	H21	H22	H23
○総合競技場	250,318	289,774	300,918	319,082
体育館	52,215	44,106	62,296	73,531
体育館別館	21,179	23,249	25,021	23,947
陸上競技場	176,924	222,419	213,601	221,604
○ライフル射撃場	924	942	594	634
○松阪野球場	23,909	28,901	32,955	25,511
○鈴鹿スポーツガーデン	310,760	438,817	480,636	457,086
サッカー・ラグビー場	55,150	102,537	110,412	98,034
屋内水泳場	113,603	167,968	185,298	178,081
庭球場	95,212	106,887	114,879	103,047
体育館	46,795	61,425	70,047	77,924
□合計	586,511	758,434	815,103	802,313

【本県の県営スポーツ施設（他部局所管）】

施設名	H21	H22	H23
○熊野灘臨海公園	45,039	49,717	40,151
○大仏山公園	22,724	22,548	24,875
○北勢中央公園	48,990	50,493	46,847
○サンアリーナ	361,796	259,473	297,781
○ゆめドームうえの	106,104	111,058	82,722
□合計	584,653	493,289	492,376

三重県内の主なスポーツ施設一覧



【凡例】

- 県営スポーツ施設
- その他県営施設
- 市町営スポーツ施設
- △ 民間(団体等)施設

	昭和開設	平成開設
● 県営スポーツ施設	4	1
○ その他県営施設	3	1
□ 市町営スポーツ施設	2	3
△ 民間(団体等)施設	19	9
	7	0
44	31	13

主な施設 有り市町数 15
 主な施設 無し市町数 14
 県下の公共スポーツ施設総数 29

【施設の基準】

- ・体育馆………バレーコート3面以上
- ・陸上競技場…2種以上+サッカーグラウンド
- ・野球場………高校硬式野球県大会会場+全国大会会場
- ・庭球場………16面以上+全国大会会場
- ・水泳場………日本水泳連盟公認プール
- ・その他施設

(2) 本県のスポーツ施設の課題

本県のスポーツ施設の状況をみると、次のような課題があります。

- ① 三重国体をピークに整備が進められて以降、新たな整備も少なく、施設の老朽化が進行しています。
- ② 本県の公共スポーツ施設は、文部科学省調査では近隣の他府県と比べて、その数は少なく、相対的に見れば十分とは言えない状況です。
- ③ 大規模大会が開催できるような施設が少なく、地域の活性化に活用することが難しい状況です。
- ④ トップアスリートやプロ選手の一流のプレーは、県民に夢、希望、感動を与えるとともに、運動意欲の向上や競技力の向上につながります。しかしながら、本県には、プロ野球やサッカーリーグの公式戦等が開催できる施設がありません。
- ⑤ 本県は、地理的特性や主要な都市が地域に分散していることから、スポーツ施設の集積度が低い状況となっています。
- ⑥ 南部地域は、広域的拠点施設も少なく、施設数も少ない状況です。

●公共スポーツ施設数の本県と他県の比較

○ 人口規模が同程度の他県との比較

県名	総務省統計資料		文科省調査 公共スポーツ施設数(※) (H20.10.1)
	総人口 (H22.10.1)	スポーツの年間行動者率 (10歳以上)	
		(H18)	
栃木	2,008千人	65.4	1,048
群馬	2,008千人	65.5	1,399
三重	1,855千人	61.0	744
岡山	1,945千人	63.2	941
熊本	1,817千人	65.4	977
鹿児島	1,706千人	66.5	1,248

○ 東海地区の他県との比較

県名	総務省統計資料		文科省調査
	総人口	スポーツの年間行動者率 (10歳以上)	公共スポーツ施設数(※)
	(H22.10.1)	(H18)	(H20.10.1)
岐阜	2,081千人	63.2	1,359
静岡	3,765千人	64.4	1,402
愛知	7,411千人	67.2	1,997
三重	1,855千人	61.0	744

※複合施設については、各施設を1とカウントしています。

※公共スポーツ施設：社会体育施設、社会教育施設（公民館等）
等に付帯するスポーツ施設

(3) 本県のスポーツ施設を取り巻く環境の変化

近年、生活様式の変化や人口減少、少子高齢化の進展により、日常生活における運動機会の減少や体力の低下、人間関係の希薄化による精神的ストレスの増大など、心身両面にわたる健康上の問題が大きくなっています。生きがいや心の豊かさ、健康増進等へのニーズは一層高まっています。

スポーツは、体力の向上、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するとともに、仲間や地域との交流を通じて、未来を担う子どもたちの健全育成や地域社会の再生、社会・経済の活性化等多面にわたる役割を担っています。

① 地域の活性化に果たすスポーツ施設の役割

これまで「運動する場」であったスポーツ施設が、地域づくりの中心的役割を担う基盤の一つとなっています。例えば、県内の市町の中には、スポーツ施設を活用し、イベントや合宿等を行い地域の活性化につなげている例があります。

このような施設を活用したスポーツによる地域の活性化がさらに広がり進むことが期待されており、その受け皿としての機能を果たす施設の重要性が高まっています。

② 健康増進に果たすスポーツ施設の役割

高齢社会の進展に伴い、県民の健康づくりへの意識が一層高まっています。本県においても、健康づくり活動への支援や生活習慣病対策等の取組を行っているところであります。今後も一層、気軽に安心して活動できるスポーツ施設が身近にあることが求められています。

③ 大規模大会開催に果たすスポーツ施設の役割

本県では、平成30年の全国高等学校総合体育大会、平成33年の国民体育大会の開催が予定されています。

これらの大規模大会を開催するにあたっては、施設基準をはじめとする様々な規定や観客収容、アクセス等利便性に応えていくことで、参加者が快適に競技に臨める環境を整備することが求められます。

④ 競技力の向上に果たすスポーツ施設の役割

本県の競技力の向上を図っていくためには、学校運動部活動の一層の活性化とともに、今後は、総合型地域スポーツクラブも活用して地域スポーツの推進を図っていくことも重要です。

そのためには、学校体育施設の充実や県内の拠点となる施設の拡充が求められています。

⑤ 災害時におけるスポーツ施設の果たすべき役割

先の東日本大震災の際にも、スポーツ施設は、被災住民の命と当面の生活を守るための場所として、大きな役割を果たしてきました。

本県においても、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震等の発生が予想されており、スポーツ施設が、避難場所や災害関連用品の備蓄倉庫等の防災機能を合わせ持った大規模な防災拠点として、その役割の發揮が期待されています。

●兵庫県三木総合防災公園の例

兵庫県立三木総合防災公園は、三木市志染町の全体計画面積 202.5ha の県立の広域公園で、災害時には消防学校等の隣接する広域防災センターと一緒にとなって全県の広域防災拠点として機能するとともに、通常は県民のスポーツ・レクリエーションの拠点となります。

平成 17 年 8 月に野球場、同年 11 月に陸上競技場・球技場が開園し、平成 18 年 10 月には、「のじぎく兵庫国体（少年男子サッカー競技）」、「のじぎく兵庫大会（知的障害者サッカー競技）」が開催されました。

また、防災拠点として、次の役割を担っています。

- (1) 資機材・機器・食料・医薬品等救援物資の仕分け・集配拠点
- (2) 復旧・救援要員の活動拠点
- (3) 救援資機材・食料等の備蓄拠点

[出典：兵庫県三木総合防災公園ホームページ]

4. スポーツ施設整備の考え方

本県のスポーツ推進を図り、スポーツによる地域の活性化や生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現のために、その基盤となるスポーツ施設の整備が必要です。

県では、スポーツ推進を図るために人材育成や一定の施設整備等に取り組んできたところですが、「県民の声相談」などからは、施設の規模等で県民の期待に応えられていない状況があります。

スポーツ施設を整備・充実することによって、県民の皆さんのが、「する」「みる」「支える」といったスポーツへの様々な関わりを通して、人と人、地域と地域の絆づくりが進みます。

さらに、プロスポーツ仕様の施設整備をすることによって、トップアスリートやプロ選手を直に見ることができ、それにより、県民の皆さんに夢や希望、感動を与えるとともに、運動意欲の向上や競技力の向上につながります。

このような考え方に基づいて、本県のスポーツ施設整備を推進するにあたっては、平成30年の全国高等学校総合体育大会及び平成33年の国民体育大会の開催や本県の財政状況の見込み、市町との連携等を視野に入れて、当面は以下の様な考え方で整備を進めます。

(1) 県営スポーツ施設について

① 県営スポーツ施設の整備の考え方

県営スポーツ施設は、本県スポーツの拠点的な機能を持つものとして、これまで幅広い県民の利用や全県的な大会の開催に供してきましたが、今後は、このような機能を確保しつつ、一部の施設については、プロスポーツの公式試合にも応えうる機能を有するものも整備し、拡充を図っていきます。

- 県営スポーツ施設は、老朽化や競技規則の変更に対応し、県内のスポーツ施設の中心的な役割を担います。
- 競技者やスポーツ愛好者が、目標や意欲を持って活動できる環境が整った施設を整備します。
- 障がい者や高齢者など、すべての利用者が使いやすい施設を整備します。
- プロ野球やサッカーリーグの公式戦が開催できる施設の整備を進めます。
- 防災拠点としての機能、太陽光発電など環境にやさしい機能を付加した施設を整備します。

② 学校体育施設の整備の考え方

拠点学校を指定し、施設整備を行うことによって、地域のスポーツ施設を補完しながら、運動部活動の充実やジュニアの競技力の強化を図るとともに、

学校開放事業により地域スポーツの拠点とします。

学校体育施設を活用し、開放することによって運動部活動の充実はもとより、ジュニア競技力の強化、地域スポーツの推進など多方面の活用が図られるようにしていきます。

(2) 市町のスポーツ施設について

スポーツ施設においては、そこに多くの人が集い、出会いが生まれ、絆が育ち、地域が活性化していきます。

一方、本県の公共スポーツ施設は、近隣の他府県と比べて、その規模や数は十分とは言えず、住民のニーズに応えられない状況にあります。

このため、住民に身近なスポーツ施設の整備については、市町が主体的に整備していく必要があります。

県は、市町が行う施設整備について、国等の支援制度などを幅広く情報提供するなど連携してまいります。

また、県内外の参加者が集う大規模大会が開催可能な広域的拠点施設について、市町が整備を行う場合には、県として、当該市町の施設に対し、一定の財政支援を行います。

- 市町による主体的なスポーツ施設の整備に向けて、連携を進めています。
- 県内の主要なスポーツ施設の整備にあたっては、県と市町が調整しながら整備を進めます。

5. 施設整備による効果

「三重県スポーツ施設整備方針」で示した整備の方向性を踏まえ、スポーツ施設の整備を行うことにより、次のような効果が期待されます。

① スポーツを通じた地域の活性化

スポーツ施設が整備され充実することにより、スポーツを「する」「みる」「支える」人口が拡大し、人と人、地域と地域との絆づくりが広がり、スポーツを通じた地域の活性化が進みます。

② スポーツを通じた健康増進

県民の健康づくりへの意識が高まる中、身近で気軽に安心して活動できるスポーツ施設が整備されることによって、運動する機会が増加します。これにより、県民一人ひとりの健康増進が図られ、スポーツにより生きがいのある生活を営むことができます。

③ 大規模大会の開催施設としての活用

大規模大会開催可能な機能を有する施設整備によって、本県アスリートや来県していただく競技関係者に快適な競技環境を提供できるとともに、スポーツによる交流人口の増加につながります。

④ 競技力の向上

スポーツ施設が充実することにより、人材（選手、指導者）の育成が図られ、本県の競技力の向上が期待されます。また、ジュニア競技者が様々な競技種目を体験する機会が増え、将来トップアスリートとして活躍できる人材の確保・育成を図ることができます。

⑤ 防災対策への対応

防災機能を合わせ持ったスポーツ施設を整備することにより、防災拠点として、発生が予想される大災害に向けて、災害時には地域住民の命と生活を守る施設として活用することができます。

6. 県営スポーツ施設の整備・充実

(1) 県営総合競技場陸上競技場

① 現状と課題

供用開始から約40年が経ち、施設の老朽化が著しく、また、競技規則の変更により施設基準を満たしていません。

県内唯一の第1種公認陸上競技場として、全国規模の陸上競技大会の開催を可能とするため、現在と同様、(財)日本陸上競技連盟の第1種公認陸上競技場として整備する必要があります。

なお、第1種公認に際し、次の項目で不適合となっています。(陸上競技ルールブック [(財)日本陸上競技連盟]による)

○グランドレベル：「メインスタンド側の床のレベルはグランドレベルが望ましい。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。」
⇒現状70cm以上の段差あり。

○夜間照明設備：夜間照明設備が設置されていない。
○スタンド：メインスタンドへの屋根の設置が必要である。
○補助競技場：1周の距離が400m必要だが、現況は1周300mしかない。
○投げき練習場：競技場の至近に設置が義務付けられているが、設置されていない。

また、その他の主な課題は次のとおりです。

○駐車場：十分なスペースの確保が必要である。
○設備：エレベーターの設置や車いす対応等ユニバーサルデザインへの対応が遅れている。

② 整備の考え方

既存施設の改修と別の場所への新設を考えた場合、広大な敷地の確保や環境アセスなどの諸手続に時間を要するなど、平成30年度に開催する全国高校総合体育大会までの竣工を想定すると時間的に制約が大きいため、既存施設を大規模改修することとし、これにより上記課題の解決を図ります。

県内唯一の第1種公認陸上競技場として、平成29年度の完成を目指します。

なお、他市町からの申し出により、広大な敷地の確保ができた場合には、既存施設の大規模改修と当該敷地に新設する施設との間で、次の視点により比較を行っていくこととします。

(比較の視点)

- ・工期と完成年度について
- ・整備に係る財政負担について
- ・施設の機能面や維持管理費等について

- ・駐車場の整備について
- ・交通アクセスについて 等

(2) 県営鈴鹿スポーツガーデン サッカー・ラグビー場 メイングラウンド

① 現状と課題

建設当初はサッカーJ1の試合が開催可能でしたが、その後のルール改正により開催不可能となっているため、Jリーグ基準にあわせた改修・改築を行います。

なお、(財)日本サッカー協会によるスタジアム標準では、次の項目で不適合となっています。

○入場可能数:規定では「J1では15,000人以上」のところ、現状は3,300人である。

○観客席:規定では「椅子席で10,000席以上」のところ、現状は3,300席である。

○屋根:規定では「できるだけ多くの観客席を覆うこと」となっているが、現状は、椅子席の6分の1程度しか覆われていない。

○照明:規定の「照度1,500ルクス以上」を満たしていない。

また、その他の主な課題は次のとおりです。

○駐車場:十分なスペースの確保が必要である。

② 整備の考え方

県営鈴鹿スポーツガーデンにおいては、プロサッカー(Jリーグ)の試合が開催可能な、また、将来サッカーJリーグのホームスタジアムとして活用することを可能とするため、Jリーグスタジアム検査要項(J1クラス)を満たす競技場として、計画期間内の着手を目指します。

なお、これは、ラグビーフットボールのトップリーグの開催を可能とするため、ジャパンラグビートップリーグ規約も満たすものとなります。

(3) その他の県営スポーツ施設

その他の県営スポーツ施設についても、老朽化対策、安全対策、競技規則への対応など、必要な改修、維持補修等を行います。

また、市町等が行う施設整備の動向も踏まえ、既存の県営スポーツ施設のあり方についても必要に応じて見直してまいります。

7. 学校体育施設の整備・充実

県民の皆さんのが、各地域で各種目のスポーツに取り組めるような環境づくりが必要です。学校体育施設を整備・充実することによって、競技力の向上と地域スポーツの推進に努めていきます。

運動部活動を充実し、競技力向上の拠点とするため、県立高校の中に拠点校を指定し、学校体育施設の整備・充実を行います。

また、整備された学校体育施設については、県立学校体育施設開放事業などを通じて地域スポーツの拠点としても活用します。

今後、県、市町他私立学校施設など、他主体のスポーツ施設の配置状況を勘案しながら、学校施設によって整備することが望ましい箇所について、その対応のあり方を、県教育委員会や学校法人など関係団体と連携しながら協議してまいります。

8. 市町が行うスポーツ施設整備についての考え方

これまで、スポーツ施設の整備にあたっては、主に全県的・広域的なスポーツ施設を県が、また、地域でのスポーツ施設を市町が整備してきました。

しかしながら、本県の公共スポーツ施設は、人口同規模の他府県と比べてその規模や数は十分とはいえない状況であり、新たにスポーツの拠点づくりを進めることにより、施設水準の向上や施設総数を引き上げる必要があります。

また、市町が広域的拠点施設を整備する場合は、市町民のみならず広く県民の利用に供することが期待できることから、県として一定の関与を行います。

なお、県南部地域においては、市町のスポーツ施設だけでなく、新たなスポーツ拠点となる学校体育施設も少ないため、スポーツによる地域の活性化を図る観点からも、広域的拠点施設の定義を弾力的に捉えるなど、一定の配慮を行うこととします。

(1) 補助制度の考え方

① 施設の捉え方

施設の捉え方として、施設を次の3つに区分します。

- ア) 広域的拠点施設：「県民に夢と感動を与えるようなプロスポーツ、全国的なスポーツ大会（国体、インターハイ）や交流の場等としての機能を重視した県を代表する施設」とし、受益者は県民及び県外者。
- イ) 地域の拠点施設：「市町民の生涯スポーツ活動の場としての機能に加え、市町の行政区域を越えたスポーツ大会等の場、地域の活性化に寄与する機能を重視した施設」とし、受益者は、県民及び市町民。
- ウ) 生涯スポーツ施設：「市町民の生涯スポーツ活動や日常的なスポーツ活動の場として機能を有する施設」とし、受益者は市町民。

② 施設整備の手法

施設整備に係る手法については、次の6つに区分します。

- ア) 新設：既存施設が無く、施設を新たに整備すること
- イ) 改築：既存施設はあるが、老朽化等により施設を建て直すなど抜本的に整備すること。
- ウ) 改修：既存施設について、施設基準等に合うよう施設本体を整備すること。
- エ) 修繕：既存施設について、老朽化等により元の状態へ整備すること。

- オ) 特設：既存施設がなく、施設を新設するまでの必要性がない等の場合に一時的な施設を新たに整備すること。
- カ) 仮設：既存施設について、施設基準に合うよう施設本体とは別に一時的な施設を整備すること。

(2) 施設整備に係る対応案

本県の市町に対する補助については、市町が広域的拠点施設として、施設を新築又は改築する場合に、補助の対象とし一定の支援を行います。

9. 計画の実施にあたって

計画の実施にあたっては、本県の財政状況を踏まえ、財政の健全化の観点から財政支出の平準化を図る必要があり、このことから、段階的に整備をおこなってまいります。

また、本計画で位置づける施設整備については、全国高等学校総合体育大会や国民体育大会等との整合を図ってまいります。

さらに、社会情勢の変化等を踏まえ、特段の事由が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。

【参考資料】

○陸上競技場の現状と公認基準

項目	基 準	現 状	適 合
1周の距離	400m	400m	○
競走路	8 レーン又は 9 レーン	9 レーン	○
距離の公差	1/10,000	1/10,000	○
3000m 障害物競走路	レーンの外側に設置	レーンの外側に設置	○
跳躍場	走幅跳、三段跳の助走路並びに砂場は、6 カ所以上設置、棒高跳の助走路並びにポックスは 6 カ所以上設置	走幅跳・三段跳 6 ケ所 棒高跳 6 ケ所	○
投げき場	砲丸投は、サークルを 2 カ所以上設置ハンマー投、円盤投のサークルは 2 カ所設置（兼用可）	砲丸投 2 ケ所 ハンマー投・円盤投 2 ケ所	○
グランドレベル	メインスタンド側の床のレベルはグランドレベルが望ましい。やむをえない場合は 50 cmまで下げることができる。	70 cm以上の段差あり	×
高齢者・身障者席	車いす席を設置	あり	○
用器具庫	2 ケ所以上とし、合計面積は 500 m ² 以上	7 箇所 500 m ² 以上	○
エレベーター	基準なし（バリアフリーの視点）	なし	—
夜間照明設備	1m 220 の高さで平均照度 1,000 ルクス程度 フィニッシュラインは、1,500 ルクス以上	照明なし	×
電光掲示盤	設置が望ましい	あり	○
観客収容数	15,000 人以上（芝生を含む）とし、メインスタンドは、7,000 人程度で屋根付き	24,000 人 メインスタンドは、6,000 人で屋根なし	×
雨天走路	メインスタンド又はバックスタンド側に必要	バックスタンド側にあり	○
補助競技場	第 3 種公認陸上競技場 1 周の距離が 400m の全天候舗装で 6 レーン以上直走路は原則 8 レーン	公認有 1 周 300m の全天候舗装で 6 レーン直走路 8 レーン	×
投げき練習場	主競技場の至近に設置	なし	×

※陸上競技ルールブック 【(財)日本陸上競技連盟】

○陸上競技場に必要とされる整備の概要

項目	必要な整備の概要	判断要素
I スタンド	<ul style="list-style-type: none"> ●収容人員 15,000人以上 ●座席数 15,000席以上 (固定席) ●屋根の設置 メインスタンド屋根設置 ●グランドレベルの差異の 解消 (現状 70 cm以上あり) 	<p>【1種公認条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観客収容数は1万5千人以上とし、メインスタンドは、7千人程度で屋根付き <p>・メインスタンド側の床のレベルはグランドレベルが望ましい。やむをえない場合は50cmまで下げができる。</p>
II 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ●エレベーターの設置 ●照明設備の新設 1,500ルクス以上 (4基設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンドでの縦移動の円滑化、高齢者、障がい者などの移動補助として2基程度以上のエレベーターの設置が望ましい。また、エレベーターについては貴賓席との関連も考慮する必要がある。 <p>【1種公認条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間照明を必要とし、フィニッシュラインは1,500ルクス以上確保
III 補助競技場	<ul style="list-style-type: none"> ●トラックの移転・新設 400m×6レーン (直走路8レーン) 全天候舗装 ●インフィールド 天然芝 	<p>【1種公認条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助競技場は、第3種公認陸上競技場とする ・1周の距離が400mの全天候舗装で6レーン又はそれ以上とし、直走路は8レーンとする。
IV 投てき 練習場	<ul style="list-style-type: none"> ●新規整備 主競技場の至近に整備 	<p>【1種公認条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投てき練習場は主競技場の至近に設置する。

○県営鈴鹿スポーツガーデン サッカー・ラグビー場メイングラウンドの現状
とスタジアム標準基準

項目	基 準	現 状	適 合
入場可能数	サッカーJ1は15,000人以上、J2は10,000人以上（芝生席は除く）	3,300人 (芝生席除く)	×
観客席	椅子席で10,000席以上	3,300席	×
屋 根	できるだけ多くの観客席を覆うこと	椅子席の6分1程度	×
照 明	照度1,500ルクス以上	照度不足	×

※スタジアム標準【(財)日本サッカー協会】

○県営鈴鹿スポーツガーデン サッカー・ラグビー場メイングラウンドの必要
とされる整備の概要

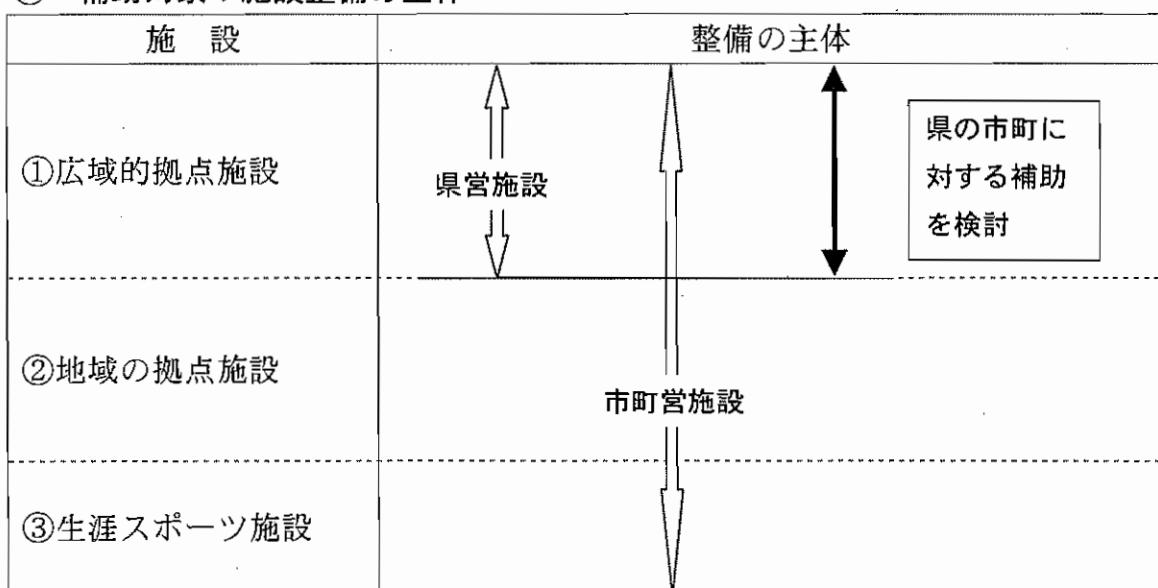
項 目	必要な整備の概要	判断要素
I スタンド	<ul style="list-style-type: none"> ●収容人員 20,000人以上 (J1興業面での優先誘致をめざす) ●座席数 15,000席以上 (固定席) ●屋根の設置 メインスタンド屋根の設置 	<p>【Jリーグ検査要項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入場可能数は、J1で1万5千人以上とする（芝生席を除く） <p>【ジャパントップリーグ規約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観客席は原則として1万人以上収容可能とする <p>【Jリーグ検査要項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ多くの観客席を覆うこと
II 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ●電光掲示板 大型映像装置の設置 ●照明設備 1,500ルクス以上の照明の設置 	<p>【Jリーグ検査要項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J1は大型映像装置の設置が望ましい ・照明は照度1,500ルクス以上

□ 補助制度の考え方

① 施設の捉え方

施設	施設の概要	受益者
①広域的 拠点施設	県民に夢と感動を与えるようなプロスポーツ、全国的なスポーツ大会（国体、インターハイ）や交流の場等としての機能を重視した県を代表する施設	県民 県外
②地域の 拠点施設	市町民の生涯スポーツ活動の場としての機能に加え、市町の行政区域を越えたスポーツ大会等の場、地域の活性化に寄与する機能を重視した施設	市町民 県民
③生涯スポーツ 施設	市町民の生涯スポーツ活動や日常的なスポーツ活動の場として機能を有する施設	市町民

② 補助対象：施設整備の主体



③ 補助対象：施設整備の手法

手 法	定 義	補助の範囲
①新 設	既存施設が無く、施設を新たに整備すること	
②改 築	既存施設はあるが、老朽化等により施設を建て直すなど抜本的に整備すること 但し、規模の拡充等で従前の施設機能をより向上させる整備であること	↑ ↓ 県の市町に対する補助を検討
③改 修	既存施設について、施設基準等に合うよう施設本体を整備すること	
④修 繕	既存施設について、老朽化等により元の状態へ整備すること	
⑤特 設	既存施設がなく、施設を新設するまでの必要性がない等の場合に一時的な施設を新たに整備すること	
⑥仮 設	既存施設について、施設基準に合うよう施設本体とは別に一時的な施設を整備すること	